

道路・河川の移管に伴う財源等の取扱いに関する意見

平成 20 年 9 月 16 日
地方分権改革推進委員会

地方分権改革推進委員会は、本年 5 月 28 日に第 1 次勧告を行い、直轄国道及び一級河川の直轄区間の都道府県への移管について提言した。これを受け、6 月 20 日には、政府の地方分権改革推進本部で「地方分権改革推進要綱（第 1 次）」が決定され、移管は政府方針となった。個別の移管対象道路・河川については、「地方自治体との調整を行った上で、第 2 次勧告までに具体案を得る」（第 1 次勧告。推進要綱も同旨）こととされている。

現在、これに向けて、国土交通省と全国知事会との間で道路・河川の権限移譲に関する意見交換が行われており、この中で、全国知事会は、政府に対し、道路・河川の権限移譲を行う際に必要となる財源・人員等の確保について、早急に具体的な措置を示すよう求めている。

当委員会は、国土交通省と全国知事会とのこうした意見交換が円滑に進むよう、道路・河川の移管に伴う財源等の取扱いに関して、地方分権改革推進法第 10 条第 2 項に基づき、内閣総理大臣に対して次の意見を述べる。

政府においては、この意見を尊重し、適切に対処されるよう要請する。また、これを踏まえ、関係地方自治体には、道路・河川の移管に向けて積極的な姿勢を示すことを期待する。

1 基本的な考え方

地方自治体に事務・権限を移譲するにあたっては、それに見合う財源や人員を移すことが基本である。国が管理する道路・河川の地方への移管に伴い地方自治体に移る事務・権限に係る経費については、その全額を当該地方自治体の財源として移譲することを原則とする。

道路・河川の地方への移管にあたっては、一般国道又は一級河川の位置付けを変えずに移管し、地方移管に伴い管理の水準を落とすべきではない。国の管理から地方自治体の管理に移行しても、道路・河川の現況や利用状態に変化はなく、整備・維持管理に要する事業費は直ちに変わるものではない。

政府は、移管を受ける地方自治体ごとに、必要となる経費の額が適確に措置されるようにすべきである。なお、国及び地方を通じた行政の簡素効率化を推進することは当然であり、財源の移譲を受けた地方自治体は、その効率的な執行に努める必要がある。

2 措置の内容

地方分権の観点からは、地方自治体への財政上の措置は、最終的に税源移譲と地方交付税によることが基本であると考えられる。しかしながら、今回の道路・河川の個別具体の移管を積極的に推進するとともに、道路・河川の移管によって国から地方への財政負担の転嫁が生じるのではないかと地方側の懸念を払拭することが重要である。

このため、道路・河川の移管を受けた地方自治体に必要な財源が確保されるよう、当面、今までの国直轄事業を国庫交付金事業として地方自治体が執行することとし、国直轄事業と同じ国費率（整備 2/3、維持管理 5.5/10）の「交付金」を創設する方向で検討すべきである。その際、関係地方自治体の意見を聞きつつ、適切な方法を検討すべきである。

また、道路・河川の移管に伴う人員の確保については、事業費の議論と区別し、必要な人員のみの移行を図るべきである。なお、人員の移行等にあたっては、その円滑な実施をはかるため必要となる制度的措置（退職金の負担、身分取扱い、給与を含む処遇上の取扱い等）について、関係地方自治体の意見を聞きつつ、十分な検討が行われるべきである。

道路・河川の権限移譲に係る経緯

平成20年6月20日	地方分権改革推進要綱(第一次)(地方分権改革推進本部決定) 「直轄国道、一級河川の見直しの具体的な方向」に係る意見照会 (国土交通省→全国知事会、指定都市市長会) ※別添1(2~5ページ)参照
7月25日	国土交通省幹部と京都府知事等の意見交換
8月4日	道路・河川の権限移譲に伴う財源等に関する申し入れ (全国知事会→総理大臣等)
8月21日	道路・河川の権限移譲に関するモデル事案の提示 (全国知事会→国土交通省)
8月29日	モデルケースに係る事務レベル協議
9月16日	「道路・河川の移管に伴う財源等の取扱いに関する意見」の提出 (地方分権改革推進委員会→内閣総理大臣)
9月17日	「道路・河川の権限移譲について」の提示 (総務省・国土交通省→全国知事会) ※別添2(6ページ)参照
10月3日	各都道府県との個別協議開始

1

(別添1) 直轄国道の見直しの具体的な方向(1) (平成20年6月)

○基本的な考え方

- ・ 国民に対して、道路交通サービスを責任もって提供するためには、整備と管理を分離することは非効率であり、同一の主体が行うべき
- ・ 全国的に重要性の高い中枢・根幹のネットワークについては、国が整備と管理に責任を持つべき

国と地方の役割分担の見直し

社会情勢の変化

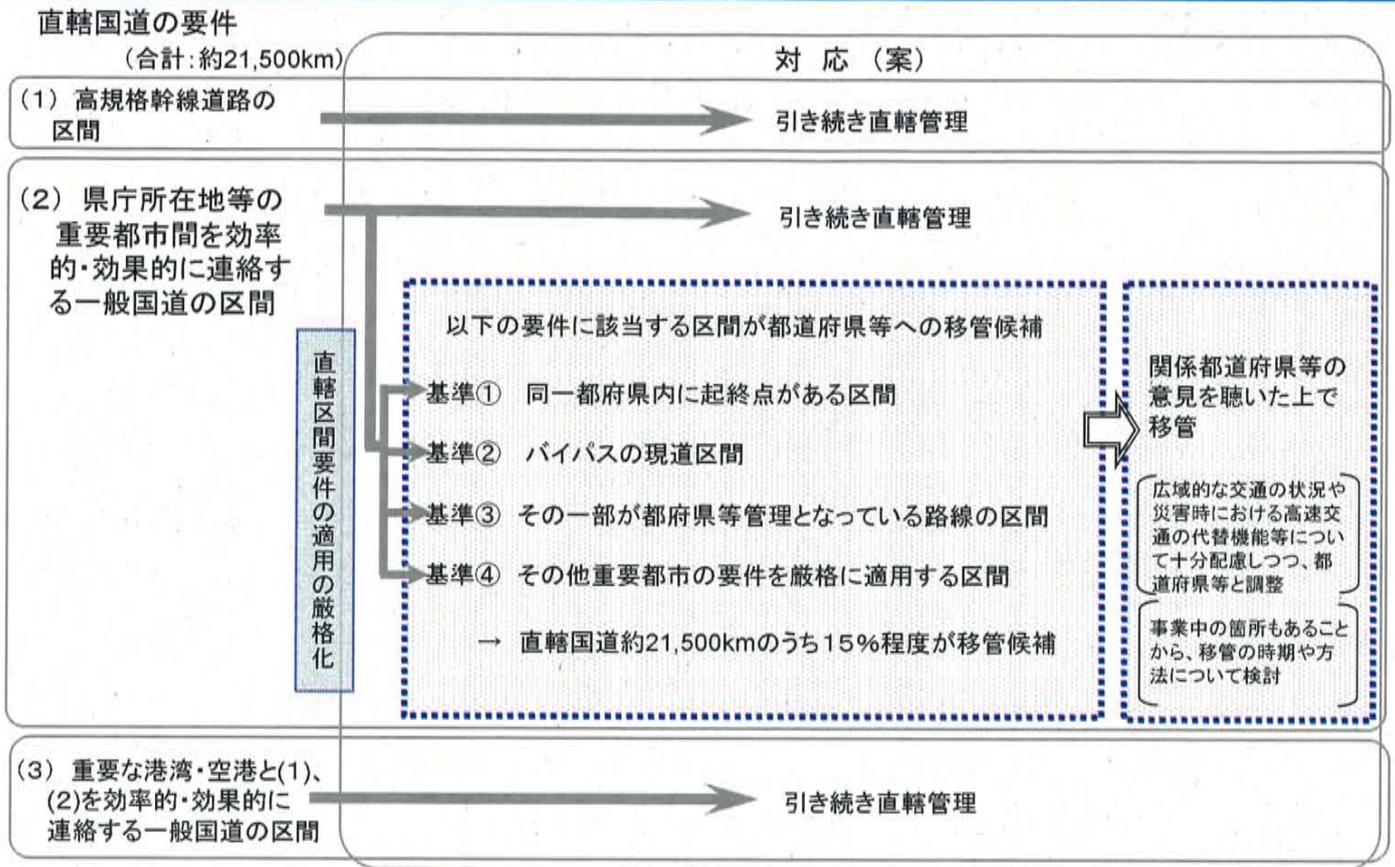
○見直しの考え方

- 国が責任を持つべき道路・・・(1)高規格幹線道路
(2)県庁所在地等の重要都市間を効率的・効果的に連絡し、広域交通を担う道路
(3)重要な港湾・空港と(1)、(2)の道路との間を効率的・効果的に連絡する道路
- 都道府県等への移管対象となる道路・・・主に地域内交通を分担する道路
(直轄国道約21,500kmのうち15%程度が移管候補)

○見直しの手順

- ① 見直しの基準について、地方公共団体の意見を聞きながら取りまとめ
- ② 地方へ移管する個々の道路に関しては、関係地方公共団体と十分な調整を行った上で、関係都道府県等の意見を聞くなど手続きを踏んで移管
(関係地方公共団体の理解が得られるまで、固有名詞の公表は行わない)

2



○基本的な考え方

- ・河川の管理は、災害から国民の生命・財産・社会経済活動を守ること等を目的として行われるべきものであり、国は国民の安全、安心の確保について責任を持つべき

国と地方の役割分担の見直し

社会情勢の変化

○見直しの考え方

「地域の川は地方に任せる」との観点から、一つの都道府県で完結する一級河川については、できる限り都道府県に移管

ただし、以下の観点から国が責任を持つべき河川については、引き続き国が管理

- 氾濫した場合に流域に基大な被害が想定される水系
- 広域的な水利用や電力供給のある、または全国的に価値の高い環境を保全すべき水系
- 急流河川等の河川管理に高度な技術力が必要となる水系

⇒一つの都道府県で完結する一級水系53のうち40%程度が移管候補

※移管後の都道府県による河川管理について、国の補助金や地方財政措置等所要の措置が適切に講じられることが必要

○見直しの手順

- ① 見直しの基準について、地方公共団体の意見を聞きながら取りまとめ
- ② 地方へ移管する個々の河川に関しては、関係地方公共団体と十分な調整を行った上で、関係都道府県知事の意見を聞くなど河川法の手続きを踏んで移管
(関係地方公共団体の理解が得られるまで、固有名詞の公表は行わない)